

G F P 鹿児島による輸出に意欲的な生産者への
伴走支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

鹿児島県農政部農政課
かごしまの食輸出・ブランド戦略室

1 趣旨

この要領は「G F P 鹿児島による輸出に意欲的な生産者への伴走支援業務委託」（以下「本業務」）において、企画提案競技により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

G F P 鹿児島による輸出に意欲的な生産者への伴走支援業務

(2) 業務目的

鹿児島県産農産物の輸出を拡大させるには、輸出に取り組む生産者の裾野の拡大と輸出先国の規制・ニーズに対応した産地づくりを進める必要がある。

一方で、実際に輸出を行うには、海外バイヤー等のニーズの把握や、商品情報の提供、輸送手配、検疫や通関対応など、品目ごとに課題や必要な取組が異なっているのが現状である。

そこで、本事業では、G F P 鹿児島を活用し、輸出に取り組んでいないものの興味を持っている又は取り組み始めたばかりの生産者等（生産者や生産者団体、集出荷事業者等を含む）を対象として、輸出を志向する生産者等のさらなる掘り起こしや輸出に向けた伴走支援を行い、県産農産物の輸出拡大を図る。

(3) 業務内容

別紙「G F P 鹿児島による輸出に意欲的な生産者への伴走支援業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期限

令和8年3月31日（火）

(5) 契約上限金額

7, 5 2 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11 年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16 年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。

また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(6) 都道府県税，消費者及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 政治団体，宗教上の組織若しくは団体，その他鹿児島県知事が適当で無いと判断するものを除く。

4 企画提案内容

(1) 輸出促進セミナーの開催

ア 生産者等における輸出の機運醸成や情報交換を図るため，輸出可能性が高い県産農産物（野菜，果物，米粉，切り花等。但し，お茶を除く。）について，県内2か所以上における農産物輸出促進セミナーの開催を提案すること。（なお，セミナーの開催場所については発注者と協議の上，選定する。）

イ セミナーについては，輸出可能性が高い県産農産物の具体的な品目を提案の上，生産者等の熟度に応じた内容とし，初めて輸出に取り組もうとする生産者等がいることを前提としたわかりやすい内容を提案すること。また，品目ごとの課題や必要な取組を示すなど，効果的・効率的な企画を提案すること。

ウ 県産農産物の輸出促進に資することを目的として，セミナーに参加した生産者等に対して，ヒアリングや助言等を行う体制について，提案すること。

(2) 個別相談及び助言指導，輸出に関する情報提供等

(1)のセミナーに参加した生産者等からの輸出関係手続や取引に関する各種相談等について，面談（オンライン含む），電話，電子メール等の方法により個別に支援を行うための対応方法及び体制について，できるだけ具体的に提案すること。

(3) 生産者等とバイヤーのマッチング支援

ア 輸出に向けた取組を促進するため，(1)のセミナーに参加した生産者等と輸出商社又は海外バイヤー等とのマッチングを図り，輸出向けの商談を行う機会を提供する方法について，できるだけ具体的に提案すること。

イ アの商談開始から一連の取引（商談の通訳，取引先との電子メール等の翻訳，

商品のテスト輸送、契約、商品の輸送、代金決済・売上債権の回収等を含む）が完了するまで、アの生産者等に対する伴走型の支援について、当該伴走型の支援の対象となる生産者等の数、具体的な支援内容及び体制を提案すること。

- (4) 本件業務委託による成果目標を示すとともに、その測定方法を提案すること。
- (5) その他、今回の業務遂行においてアピールできる点等（仕様書に付加して実施可能な企画の提案を含む。）

5 スケジュール

項目	日程
企画提案募集開始	令和7年5月9日（金）
質問書の提出期限	5月16日（金）午後5時
質問書への回答の公表期限	5月23日（金）
参加申込書、参加資格確認申請書、事業者概要書提出期限	5月27日（火）午後5時必着
企画提案書等提出期限	5月30日（金）午後5時必着
審査結果通知（予定）	6月6日（金）

※ 事前説明会は開催しない。

6 質問書

本企画提案競技に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

(1) 提出方法

「5 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電子メールを送付後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

■ 県ホームページ

ホーム> 県政情報> 入札情報・資格審査> 入札情報> G F P鹿児島による輸出に意欲的な生産者への伴走支援業務委託公募型プロポーザルの実施について

https://www.pref.kagoshima.jp//ag36/yusyutsu_gfp2025.html

7 参加申込書，参加資格確認申請書，事業者概要書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 参加資格確認申請書（様式3）
- ウ 事業者概要書（様式4）

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(3) 提出方法

電子メールによる。

※ 電子メールを送付後，必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については，参加申込書等の提出をもって行うものとし，結果（参加資格がないと認めた場合は，その理由も含む）については，後日，参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

なお。参加資格を認めた者であっても，当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は，当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書及び費用見積書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出かがみ（様式5）
- イ 企画提案書本体（実施方針，実施手順，企画内容及びスケジュール，本業務を実施するに当たっての人的体制等を示すこと）
- ウ 費用見積書（積算内訳を具体的に示すこと）

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(3) 提出部数

上記(1)のア : 1部

上記(1)のイ，ウ : 8部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※ FAX や電子メールは不可。

9 企画提案書及び費用見積書の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては，次の事項に留意すること。

- (1) 提出書類はA4サイズとし，様式は任意とする。
- (2) 仕様書の内容以外に，契約上限額を超えない範囲で，本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお，追加提案である旨が分かるように作成し，1頁で作成すること。
- (3) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。

- (4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (5) 企画提案書等の提出は1者1案とする。
- (6) 作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (8) 企画提案書等は返却しない。

10 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会を鹿児島県農政課において開催し、書類審査の結果、最も内容が優れていると評価された企画提案書等を提出した者を最優秀提案者とする。なお、必要に応じて書面等による質疑を行う。

(2) 審査項目及び審査内容

別表1のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。
契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 失格要領

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は，提案者に無断で使用しないが，審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 審査の過程や結果については，鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき，不開示情報を除いて，情報公開の対象になる。
- (3) 天災地変その他やむを得ない理由により，業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

14 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3093（直通） FAX：099-286-5587

E-mail：yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

(別表 1)

審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
全体方針	・業務の目的及び内容を正しく理解しているか	10点
業務内容	・輸出促進セミナーについて、生産者の熟度に応じたわかりやすい内容となっており、効果的・効率的な企画となっているか	10点
	・輸出促進セミナーについて、セミナーに参加した生産者等へのヒアリングや助言等を行う体制が効果的なものとなっているか	10点
	・個別相談及び助言指導、輸出に関する情報提供等について、対応方法及び体制が効果的なものとなっているか	10点
	・生産者等とバイヤーのマッチング支援について、マッチングや商談機会の提供方法が効果的なものとなっているか	10点
	・生産者等とバイヤーのマッチング支援について、伴走型の支援の対象となる生産者等の数、支援内容及び体制がより多くの生産者等を支援し、効果的なものとなっているか	10点
	・業務の成果目標を適切に設定するとともに、その測定方法は合理的なものであるか	10点
業務実施体制	・提案内容を確実に実施できる体制・人員配置となっているか	5点
業務実績	・本業務を遂行するために必要な知識・専門性を有しているか ・過去に類似の業務経験があり、提案内容を遂行する能力を有しているか	5点
業務実施スケジュール	・本業務の実施に関するスケジュールは、妥当かつ確実性があるか	5点
経費の合理性	・見積書に所要経費、積算根拠が明確に示されているか ・提案内容に対する各所要経費は妥当か	5点
追加提案	・業務の目的を達成する上で有益な追加提案に対する加点	10点
合 計		100点